

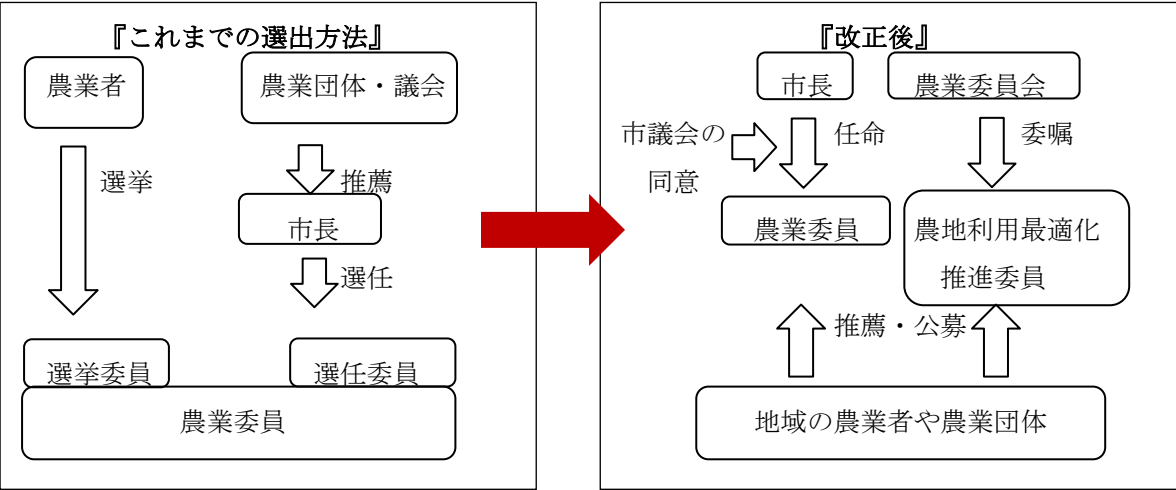
遊休農地対策と農業委員の選出方法が変わります。

◇遊休農地対策

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、遊休農地の状況が継続されている場合には、固定資産税の課税が強化（平成 29 年 1 月 1 日付課税により適用予定）されることになりました。なお、遊休農地の状況が解消された場合や、農地中間管理機構へ貸し出しを表明した場合は、課税強化の対象外となります。

※遊休農地とは… 1 年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みのない農地
◇農業委員の選出方法が、市長の任命制に変わります。

改正農業委員会法に基づき、平成 28 年 4 月 1 日より新しい制度が施行されました。これに伴い、農業委員の選出方法が、公職選挙制に基づくものから市長の任命制に変わりました。
また、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。



	農業委員	農地利用最適化推進委員【新設】
任期	3 年 (平成 30 年 5 月 1 日～)	3 年 (平成 30 年 5 月 1 日～)
業務内容	農地法に基づく許可等の審議及び農地利用の最適化に向けた指針や計画の作成、現地確認・指導等を行います。	地域における農地利用の最適化に向けた現地活動を行います。

◇農業委員会の主な業務

- ①農地法及び農業経営基盤強化促進法等の法律に基づき農地の売買や貸借、転用等について公正な審査を行います。
- ②農地等の利用の最適化の推進を図ります。(担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消、農業の新規参入の促進)
- ③農業経営や農業者年金等の相談、農業についての調査や情報の発信を行います。